



けいえいそうだんしつ

経営相談室だより

島田会計大阪事務所
かわしま あきのり
公認会計士・税理士 川嶋 良典

共通支出(費用)の配分について

複数の施設や事業を実施している法人でよくご質問をいただく共通支出(費用)の配分の取扱いを整理しました。

社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い(以下「取扱い」)7において、「人件費、水道光熱費、減価償却費等、事業区分又は拠点区分又はサービス区分に共通する支出及び費用については、合理的な基準に基づいて配分することになる(以下略)」と規定しています。

例えば、拠点区分で発生した水道光熱費の金額を、拠点区分内の複数のサービス区分に振りわけることが共通支出(費用)の配分に該当します。

● 共通でない支出(費用)

特定の事業区分・拠点区分・サービス区分に対して行われた取引は共通支出(費用)に該当しません。

契約書や請求書等での区分で行われた取引が特定できる場合、当該区分で支出(費用)を計上します。例えば、支出に関する請求書に区分甲に関する取引が10、区分乙が20、合計30と金額が記載されていた場合、区分甲に10、区分乙に20の支出を計上します。

● 合理的な基準と継続性

勘定科目ごとの配分方法の例は社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項

が事務負担は軽減されます。

社会福祉法人会計基準は、会計処理の継続性を求めており、配分も同様です。「取扱い」7において、「一度選択した配分基準は、状況の変化等により当該基準を適用することが不合理であると認められるようになった場合を除き、継続的に適用する」と定めています。状況の変化等に関係なく収支差額や増減差額の調整として配分基準を変更しないようにご注意ください。

● 法人本部の経費と共通支出

法人本部における経費は法人運営に關するものですが、配分対象になりません。「留意事項」6において、「法人本部に係る経費については、理事会、評議員会の運営に係る経費、法人役員の報酬等その他の拠点区分又はサービス区分に属さないものであつて、法人本部の帰属とすることが妥当なものとす」と規定されています。

● 内部取引と配分の違い

内部取引と共通支出(費用)の配分の処理を混同しやすいので、違いを説明します。内部取引とは区分間で収益と費用が同額計上される取引で、内部取引消去の対象になります。「留意事項」23では、「就労支援事業

のある拠点区分において製造した物品を他の拠点区分で給食として消費した場合には、就労支援事業収益(収入)と給食費(支出)を、内部取引消去欄で相殺消去する取扱いをするものとする」と、例として紹介されています。

一方、共通支出(費用)の配分は、1つの取引を区分間で振り分けることで、内部取引消去の対象になりません。資金収支内訳表における内部取引と共通支出の違いは表の通りです。

資金収支内訳表における内部取引と共通支出の違い

	勘定科目	区分A	区分B	合計	内部取引消去
内部取引	就労支援事業収入	100		100	△100
	給食費支出		100	100	△100
共通支出	水道光熱費支出	40	160	200	